

湖北納税ニュース

発行所
公益社団法人 長浜納税協会
湖北納税貯蓄組合連合会
編集人 高橋 政之

着任のびあいさつ

長浜税務署長 廣田知之



署さ厳しい折柄、公益社団法人長浜納税協会並びに湖北納税貯蓄組合連合会の皆様方には、ますます御健勝で御活躍のこととお慶び申し上げます。

皆様方には平素から税務行政につきまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、本年七月の人事異動により、大阪国税局調査部統括国税調査官から過日着任いたしました廣田でございます。

風光明媚で歴史と伝統のあるこの長浜の地に勤務させていただく機会を得ましたことは、大変光栄でありますとともに、税務署長という責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、国際化・高度情報化の進展に加え、国税通則法や消費税法の改正、また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入など大きく変化化する状況の下、我々税務職員にはこれらの的確に対応することが求められております。

このため、納税者の利便性向上や、事務の簡素・合理化を一層推進するという観点から、e-Taxやダイレクト納付といった情報通信技術を利用した申告・納税手段の一層の普及拡大に努めてまいります。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関しましては、本年一〇月からの個人番号及び法人番号の通知、来年一月からの利用開始を踏まえ、円滑な導入に努めてまいります。

しかしながら、これらのことは、私どもの力だけでは到底なし得るものではなく、皆様方のお力添えがあつてはじめて実現できるものでございます。

幸いにして当署管内には、永年にわたる立派な業績と輝かしい歴史を有しておられる、公益社団法人長浜納税協会並びに湖北納税貯蓄組合連合会の皆様方がおられ、日頃より税知識の普及、納税道義の高揚を目的とした地域社会に対する「税」の啓発活動を実践していただいているところであり、特にe-Taxの普及拡大につきましましては、「夏中法要」や「きもの大園遊会」などのイベントに併せた広報や説明会の開催など、各種施策を積極的に実施していただき、私どもにとりましては誠に心強く、深く敬意を表する次第であります。

今後とも、より一層の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、両会並びに会員の皆様方ますますの御繁栄と御健勝を心から祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

税のよろず相談へお気軽にお越しください。

【税のよろず相談とは】

公益社団法人長浜納税協会と長浜税務署が共催により、記帳の仕方や税金の相談など税理士が無料で相談させていただく個別相談会を実施しているものです。どうぞ、この機会にご利用ください。

- これからの記帳・帳簿などの作成の仕方は、具体的にどうしたら良いの？
- 個人事業者の消費税の確定申告は、どのような方が対象になるの？
- 来年の所得税の確定申告に向けて、今から準備とチェックすべきことは？
- 生前贈与は、具体的に贈与税がどのようになるのですか？

など、個人の方を対象に、税金の質問に税理士が無料でご相談させていただきます。

(具体的な申告書の作成は行いません。)

税のよろず相談の日程

平成27年9月17日(木)	13時30分～16時
平成27年10月20日(火)	13時30分～16時
平成27年11月20日(金)	13時30分～16時
平成27年12月18日(金)	13時30分～16時
平成28年1月20日(水)	13時30分～16時

◎青色申告会計ソフトをご利用しませんか。
詳しくは納税協会まで。

【開催場所】長浜納税協会（長浜商工会議所内 1階第1会議室）長浜市高田町10-1

【お問い合わせ先】公益社団法人 長浜納税協会 ☎0749-63-5150

納税協会は安心経営のパートナーです

長 浜 税 務 署 異 動 状 況

◎ 税務署幹部の紹介

(平成27年 7月10日現在)

職 名	平 成 2 7 年 度		平 成 2 6 年 度
	氏 名	旧 任 署 等	氏 名
署 長	廣 田 知 之	大阪国税局 調査2部 統括官	宮 脇 泰 高
総 務 課 長	山 川 隆 志	留任	-
管 理 運 営 統 括 官	西 村 晃 一	茨木 管理運営1 上席	市 場 豊 子
管 理 運 営 ・ 徴 収 統 括 官	中 島 哲 也	留任	-
個 人 課 税 1 統 括 官	今 村 敏 明	留任	-
個 人 課 税 2 統 括 官	橋 本 安 明	東 酒類指導官	服 部 義 幸
法 人 課 税 1 統 括 官	日 浦 勝 広	大阪国税局 総務部 会計課 営繕技術官	壺 岐 克 之
法 人 課 税 2 統 括 官	宮 武 良 次	大阪国税局 調査1部 国際調査課 国際税務専門官	青 田 洋 一

◎ 税務署転入者の紹介 (幹部以外)

部 門	職 名	氏 名	旧 任 署 等	部 門	職 名	氏 名	旧 任 署 等
総 務 課	事 務 官	植 木 俊 洋	枚 方 法 人 2	個人課税2部門	上 席	小 野 貫 男	中 京 個 人 2
管 理 運 営 部 門	徴 収 官	栢 森 康 行	長 浜 個 人 1		上 席	八 木 孝 明	西 評 価 専 門 官 付
管 理 運 営 徴 収 部 門	徴 収 官	佐 々 木 力	東 淀 川 徴 収 3		事 務 官	澤 田 享 亮	長 浜 管 運
	事 務 官	塩 見 勇 太	吹 田 資 産 2	法人課税1部門	総 括 上 席	浜 中 宙	上 京 会 計 係 長
個 人 課 税 1 部 門	上 席	宇 野 滋	彦 根 個 人 2		上 席	大 屋 弘 次	上 京 特 官 (法 人) 付
	調 査 官	城 内 克 則	茨 木 個 人 7		調 査 官	丸 尾 英 毅	大 津 法 人 3
				法人課税2部門	上 席	下 西 誠	下 京 法 人 3
					上 席	牛 垣 浩 司	左 京 会 計 係 長

長 浜 税 務 署 からの お知らせ

**マイナンバーがはじまります。
事業者の皆さまも、準備が必要です。**

国民一人ひとりが持つマイナンバー（12桁の個人番号）の開始に向けて、
従業員などのマイナンバー管理の準備をお願いします。

◎マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で必要になります。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。
※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した
人事・給与などの
システム開発や改修

マイナンバーを適正に
扱うための従業員研修
や社内規程づくり

マイナンバーを含む
個人情報の安全管理
措置の検討

特定個人情報[※]の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。
※マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会](#) 検索

マイナンバーは、**小規模な事業者であっても取り扱う必要があります。**
法律で定められた目的以外での利用、他人への提供が禁じられています。



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から法人[※]には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

納 税 協 会 は 安 心 経 営 の パ ー ト ナ ー で す



青年部会・女性部会だより 夏中法要でのe-Tax PR活動



ながはま御坊表参道商店街のご協力を得て、去る7月3日、「e-Tax広報活動」が行われました。

これは公益社団法人長浜納税協会の「湖北e-Tax推進委員会」が中心となり、e-Taxの普及・拡大を目的に例年開催しているもので、税金クイズコーナーなどが設けられ、多数の配付物などが用意されました。青年部会員や女性部会員らの奮闘により好評のうちに幕を閉じました。



納税協会からのお知らせ 今後の主な説明会など

説明会	会場	開催日	時
決算期別法人税法等説明会	長浜商工会議所中ホール	平成27年9月15日(火)	13:30~
改正法人税法等説明会	長浜文化芸術会館	平成27年10月28日(水)	13:30~
平成27年度年末調整説明会	長浜文化芸術会館	平成27年11月17日(火)	13:30~
平成27年度年末調整説明会	米原市米原公民館	平成27年11月18日(水)	13:30~
平成27年度年末調整説明会	木之本スティックホール	平成27年11月19日(木)	13:30~

きもの大園遊会における「e-Tax普及・拡大キャンペーン」のお知らせ

きもの大園遊会にあわせた、恒例の「e-Tax普及・拡大キャンペーン」を実施いたします。税金クイズコーナーやe-Tax体験コーナーを設け、数に限りはありますがPR用の配付物も用意しております。皆様方のお越しをお待ちしております。

【日程】平成27年10月17日(土)午後1時頃~3時頃

【場所】大通寺山門前

納税資金をあらかじめ備蓄し、必ず期限内納付しましょう!!

8月は個人事業税の納期限です。

納税義務者および税率

県内に事務所・事業所を有する個人事業主

税額の計算

税務署に提出された所得税の確定申告などにより、前年中の事業所得や一定規模以上の不動産所得に対して課税されます。
 なお、個人事業税においては、所得税の青色申告特別控除は適用されません。

$$\begin{array}{c}
 \text{(課 税 標 準 額)} \quad \times \quad \text{※1} \\
 \boxed{\text{所得金額}} + \boxed{\text{青色申告}} - \boxed{\text{損失の繰越}} - \boxed{\text{事業主}} \quad \times \quad \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}} \\
 \text{(事業所得・不動産所得)} \quad \text{特別控除額} \quad \text{控除額等} \quad \text{控除額}
 \end{array}$$

※1 事業主控除額は290万円です。ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割りにより計算します。

※2 5%（業種により3%から5%の税率が適用されます）

納 期

○第1期分納付期限 8月31日(月)

○第2期分納付期限 11月30日(月)

ただし、納付税額が1万円以下の方は、第1期に一括納付となります。
 また、所得税の修正・更正分等については随時納税（一括納付）となります。

納税は口座振替で

納税には便利で安全確実な口座振替制度がありますので是非ご利用下さい。

お問い合わせ先

滋賀県東北部県税事務所 (TEL 0749-65-6607)



納税協会の

「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまを

お守りしてまいります。



京都支社 滋賀営業部 彦根営業所/
 彦根市大東町14-15 (上野第Vビル)
 TEL 0749-23-7652



京都支店/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル
 饅頭屋町595 (大同生命京都ビル7F)
 TEL 075-223-1651